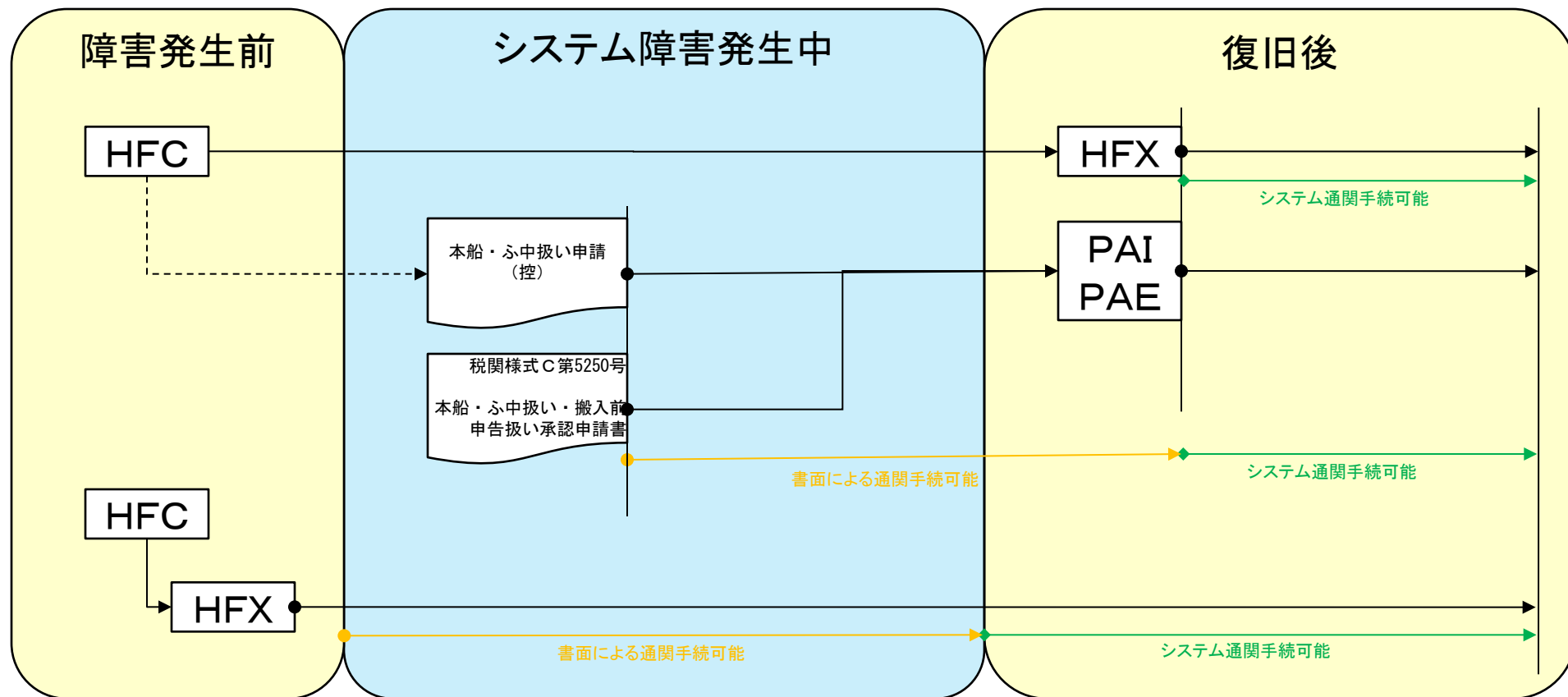


別添6 本船・ふ中扱い



注 システム障害発生中に、書面により本船・ふ中扱いが承認された貨物について、システム復旧後において、輸出入申告手続を行う場合は、書面により本船・ふ中扱い承認されたものとして、申告する必要がある。